三重県水防計画

令和6年度変更案

三重県水防計画 令和6年度変更案

令和6年度三重県水防計画の変更は、令和6年度調査による組織人員などの時点修正を行うとともに、適切な水防情報を提供するため、水位周知河川1河川の設定水位及び指定区域を変更します。

1 組織人員数などの修正

水防支部職員(各建設事務所)、水防管理団体職員(各市町)、消防団員の組織人員、重要水防区域、危機管理型水位計、水防倉庫内備蓄資材数などは、令和6年4月に入ってから各関係機関に調査し、その結果を受けて変更します。

2 水位周知河川の設定水位及び指定区域の変更

県管理の水位周知河川1河川について、設定水位及び指定区域を変更します。 (水防警報にかかる設定水位及び水防警報を発する区域も同様に変更します。) P2~P7

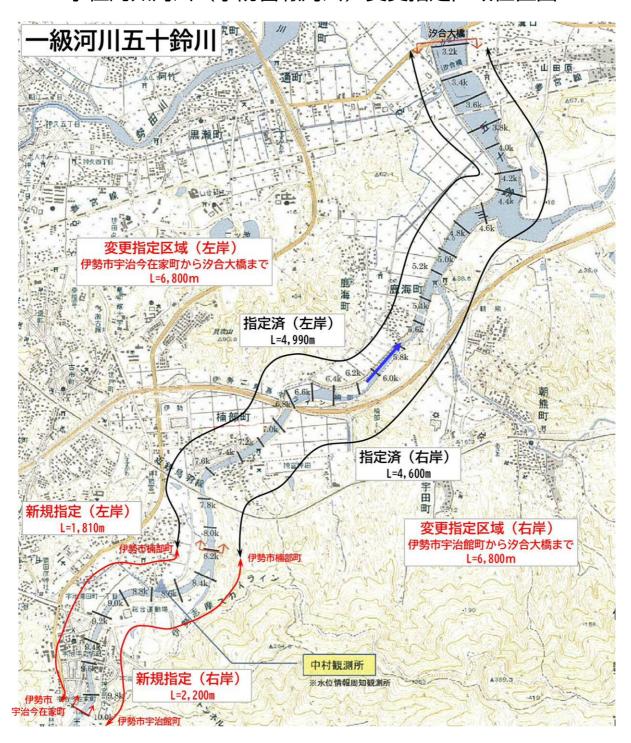
○水位周知河川(水防警報河川)と設定水位

河川名	観測所名	水防団待 氾 旧・新 機水位 (m)		氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)
五十鈴川	中村	旧	1.50	2.00	2.00	2.70
工 政 / 一	中村	新	1.50	1.90	1.90	2.70

○水位周知河川(水防警報河川)と指定区域

河川名	左岸・右岸	旧・新	区域	延長(m)
	左岸	旧	伊勢市楠部町から汐合大橋まで	4,990
五十鈴川	工	新	伊勢市宇治今在家町から汐合大橋まで	6,800
	右岸	旧	伊勢市楠部町から汐合大橋まで	4,600
	口 <u>汗</u>	新	伊勢市宇治館町から汐合大橋まで	6,800

水位周知河川(水防警報河川)変更指定区域位置図



2. 知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知(法13条)(1)水位周知河川の指定区域及び担当水防管理団体

		左右	指定区域及 0 四 1 水份 6 经回停	延長	建設事	担当	水區	5管理団	体
番号	河川名	岸 の別	区域	(メートル)	務所名	指定 有無		団体名	
26	宮 川	左	度会郡度会町坂井 から度会郡玉城町岩出まで	14, 200	伊勢	有無	伊玉	勢 城	市町
20		右	度会郡度会町麻加江 から伊勢市佐八町まで	14, 200	プ <i>务</i>	無	度	会	町
27	大内山川	左	度会郡大紀町大内山 から滝原ダムまで	23, 000	伊勢	無	大	紀	耳
21	Д Г Т Д Л П	右	度会郡大紀町大内山 から滝原ダムまで	23, 000	D. 22	7///		ηЦ	r-1
28	五十鈴川	左	伊勢市 <u>宇治今在家町</u> から汐合大橋まで	<u>6,800</u>	伊勢	 有	伊	勢	市
		右	伊勢市 <mark>宇治館町</mark> から汐合大橋まで	<u>6,800</u>	V 33	1.1	V	<i></i>	114
29	加茂川	左	鳥羽市松尾町 から河口まで	7, 200	志 摩	無	鳥	33	市
	77 77	右	鳥羽市松尾町 から河口まで	7, 200	,,,	7	7119	-11	.,,*
30	柘植川	左	伊賀市円徳院河合川合流点 から服部川合流点まで	5, 500	 伊 賀	 有	 伊	賀	市
	,,,	右	伊賀市円徳院河合川合流点 から服部川合流点まで	5, 500		,,			.,
31	服部川	左	伊賀市荒木寺田橋から長田合流点まで	5, 600	· 伊 賀	 有	伊	賀	市
	7424 1417 7 7	右	伊賀市荒木寺田橋 から長田合流点まで	5, 600		'			
32	木 津 川	左	伊賀市比土 から伊賀市大内字川原まで	9,600	·伊 賀	 有	 伊	賀	市
		右	伊賀市比土 から伊賀市守田まで	9,600					
33	赤羽川	左	北牟婁郡紀北町十須 から河口まで	8,000	尾鷲	 有	紀	北	町
		右	北牟婁郡紀北町十須から河口まで	9,600					
34	船津川	左	北牟婁郡紀北町河内 から河口まで	7, 600	尾鷲	 有	紀	北	町
		右	北牟婁郡紀北町河内 から河口まで 北牟婁郡紀北町大字木津	7, 600					
35	銚 子 川	左	北年婁郡紀北町八子不 から河口まで 北牟婁郡紀北町大字木津	5, 400	尾鷲	有	紀	北	町
		右	北年要都紀北町八子小ឝ から河口まで 熊野市有馬町	5, 400					
36	産 田 川	左	熊野川有馬町 から志原川合流点まで 熊野市有馬町	4,800	熊野	有	熊	野	市
		右	熊野川有馬町 から志原川合流点まで 熊野市紀和町入鹿大字小栗須	4,800		無	御	<u>浜</u>	町
37	板屋川	左	熊野巾紀和町八鹿八子小栗須 から北山川合流点河口まで 熊野市紀和町入鹿大字小栗須	3, 500	熊 野	有	熊	野	市
		右	熊野巾紀和町八鹿八子小栗須 から北山川合流点河口まで 南牟婁郡紀宝町浅里	3, 500					
38	熊野川	左	雨年要印記玉町 改生 から同町北檜杖まで 和歌山県	11, 400	熊野	有	紀	宝	町
		右	́им,Ш,Ѫ						

(2) 水位周知河川の対象とする水位観測所及び通知

上段 () はTP

																			_
河	Л	名	水観測		(通報)	(警戒)		氾濫危険 (洪水特別警戒) 水 位	市町参考水位	発担	弄		受担			報者	摘 要	連維方法	
愛	宕	Ш	宮	町	(1. 110) 1. 11	(1. 560) 1. 56	(1. 560) 1. 56	(2. 030) 2. 04	(2. 970) 2. 98	松事	阪務	建訂所上		阪	市	長		加力電話	
名	古須	[]	大 名 古 3	津 須 橋	(2. 131) 0. 73	(2. 951) 1. 55	(2. 951) 1. 55	(3. 071) 1. 67	(3. 371) 1. 97	松事	阪務	建 i 所 i	是松	阪	市	長		加え電言	人活
笹	笛	Ш	行	部	(0. 930) 1. 46	(1. 470) 2. 00	(1. 470) 2. 00	(1. 620) 2. 15	(2. 350) 2. 88	松事	阪 務	建 i 所 i	影明	和	町	長		加え電言	
大	堀	Ш	大 堀新	川橋	(0. 990) 2. 40	(1. 090) 2. 50	(1. 090) 2. 50	(1. 700) 3. 11	(2. 260) 3. 67	松事	阪務	建 ii 所 ii	と 明	和勢	町市	区	伊 勢 建 設 事務所長へ 通 知	加力電話	入話
外	城田	Ш	西豊	浜	(2. 483) 2. 63	(3. 043) 3. 19	(3. 043) 3. 19	(3. 413) 3. 56	(3. 743) 3. 89	伊 事	勢 務	建 i 所 i	伊	勢	市	長		加え電言	
宮		Ш	鮠	ЛП	(17. 070) 9. 85	(18. 200) 10. 98	(19. 710) 12. 49	(20. 870) 13. 65	(22. 030) 14. 81	伊事	勢務	建 ii 所 ii	[]玉	勢城会	町	長		加え電言	入話
大	内山	Ш	細	野	(167. 399) 2. 90	(167. 899) 3. 40	(167. 899) 3. 40	(167. 899) 3. 40	(169. 159) 4. 66	伊事	勢務	建 i 所 i		紀	町	長		加え電言	活
五.	十鈴	i JII	中	村	(6. 770) 1. 50	<u>(7. 170)</u> <u>1. 90</u>	<u>(7. 170)</u> <u>1. 90</u>	(7. 970) 2. 70	(8. 770) 3. 50	事	務			勢	市	長		加え電言	人活
加	茂	Ш	岩	倉	(2. 710) 1. 80	(3. 010) 2. 10	(3. 140) 2. 23	(3. 880) 2. 97	(4. 620) 3. 71	志事	摩務	建 i 所 i	是鳥	羽	市	長		加え電影	人活
柘	植	Ш	佐 那	具	(142. 397) 2. 20	(143. 897) 3. 70	(143. 897) 3. 70	(144. 397) 4. 20	(145. 397) 5. 20	伊事	賀務	建 i 所 i	是伊	賀	市	長		加え電言	入活
服	部	Ш	荒	木	(151. 550) 1. 00	(152. 350) 1. 80	(152, 350) 1, 80	(152. 550) 2. 00	(153. 240) 2. 69	事	賀務	所 县	伊	賀	市	長		加え電き	活
木	津	Ш	比	土	(163. 800) 2. 00	(164. 990) 3. 19	(164. 990) 3. 19	(165. 480) 3. 68	(165. 970) 4. 17	事		所县	Į [J]	賀	市	長		加え電言	活
赤	羽	Ш	出垣	内	(5. 280) 3. 50	(5. 780) 4. 00	(5. 780) 4. 00	(6. 100) 4. 32	(7. 410) 5. 63		鷲務		を一部に	北	町	長		加え電言	活
船	津	Ш	前	柱	2.00	(2. 500) 2. 50	(2. 500) 2. 50	(2. 830) 2. 83	(3. 840) 3. 84	事	鷲務	所县	を	北	町	長		加え電き	話
銚	子	Ш	便ノ	Щ	(6. 940) 3. 00	(7. 940) 4. 00	(7. 940) 4. 00	(8. 240) 4. 30	(10. 940) 7. 00	事	務		表 水C	北				加え電き	活
産	田	Л	大 前	池	(2. 360) 1. 03	(3. 180) 1. 85	(3. 500) 2. 17	(3. 950) 2. 62	(4. 400) 3. 07	事		所县	を御	野浜				加定電	活
板	屋	Ш	所	山	(52. 400) 2. 00	(53. 100) 2. 70	(53. 400) 3. 00	(53. 900) 3. 50	(54. 100) 3. 70	事	野 務	所 县	<u>الله</u>	野	市	長		加定電	活
熊	野	Ш	浅	里	(15. 860) 8. 90	(18. 860) 11. 90	(20. 660) 13. 70	(21. 660) 14. 70	(22. 690) 15. 73	熊事	野 務	建 i 所 i		宝	町	長		加定電	人活

(3) 水位情報 (河川) の発表

- (イ)氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報は、水防支部長がこれを発信するものとする。
- (ロ)氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報の発信については、水防警報の発表・報告と同様の手段により関係者に 通知するとともに水防管理者等にホットラインを実施するなど、特に付近住民に対する避難の目安となるよう周 知に努めなければならない。
- (ハ)通報は第5章第1節第1項の通信連絡系統によって行うものとする。
- (二)市町参考水位(旧氾濫危険水位)については参考記載とし、水位情報の発表は行わないものとする。

3. 知事の発する水防警報(法16条)

- (1) 三重県知事が水防警報を発する河川及び海岸の区域は、次のとおりである。
- (イ)水防警報は、水防支部長がこれを発表、又は解除するものとする。但し、水防本部長の 指示に基づき、水防支部長が発表する場合もある。 (ロ)水防支部長は水防警報を発表又は解除した場合は、これを直ちに水防本部長に報告する
- ものとする。
- (ハ)通報は第5章第1節第1項の通信連絡系統によって行うものとする。

(一) 知事が水防警報を発する河川及び区域

		左右岸	光する何川及び色域	延長	建設事	担当	水防	管理団	体
番号	河川名	の別	区域	(m)	務所名	指定 有無	[団体名	
26	宮 川	左	度会郡度会町坂井 から度会郡玉城町岩出まで	14, 200	伊勢	有	伊玉	勢城	市町
20	百 川	右	度会郡度会町麻加江 から伊勢市佐八町まで	14, 200	[F 55	無無	上度	会	町町
27	大内山川	左	度会郡大紀町大内山 から滝原ダムまで	23, 000	伊勢	無	大	紀	町
	Χηщη	右	度会郡大紀町大内山 から滝原ダムまで	23, 000	Γ 3	2002	Д	小 L	1-1
28	五十鈴川	左	伊勢市 <u>宇治今在家町</u> から汐合大橋まで	<u>6, 800</u>	伊勢	 有	伊	勢	市
	<u> </u>	右	伊勢市 <u>宇治館町</u> から汐合大橋まで	<u>6, 800</u>	V 37	1,1	V))	114
29	加茂川	左	鳥羽市松尾町 から河口まで	7, 200	志 摩	無	鳥	羽	市
	734 /2 /11	右	鳥羽市松尾町 から河口まで	7, 200		7111	אוט	.3.3	114
30	柘植川	左	伊賀市円徳院河合川合流点 から服部川合流点まで	5, 500	伊賀	 有	伊	賀	市
	71 12 / 1	右	伊賀市円徳院河合川合流点 から服部川合流点まで	5, 500	V A	1,3	D		,,,
31	服部川	左	伊賀市荒木寺田橋 から長田合流点まで	5, 600	伊賀	 有	伊	賀	市
	/4/2	右	伊賀市荒木寺田橋 から長田合流点まで	5, 600		,,			
32	木 津 川	左	伊賀市比土 から伊賀市大内字川原まで	9, 600	伊賀	 有	伊	賀	市
	, ,,	右	伊賀市比土 から伊賀市守田まで	9, 600					
33	赤羽川	左	北牟婁郡紀北町十須 から河口まで	8, 000	尾鷲	 有	紀	北	町
		右	北牟婁郡紀北町十須 から河口まで	9, 600					
34	船津川	左	北牟婁郡紀北町河内 から河口まで	7, 600	尾鷲	 有	紀	北	町
		右	北牟婁郡紀北町河内 から河口まで	7, 600					
35	銚 子 川	左	北牟婁郡紀北町大字木津 から河口まで	5, 400	尾鷲	 有	紀	北	町
		右	北牟婁郡紀北町大字木津 から河口まで	5, 400					
36	産 田 川	左	熊野市有馬町 から志原川合流点まで	4, 800	熊 野	有	熊	野	市
		右	熊野市有馬町 から志原川合流点まで	4, 800		無	御	浜	町
37	板屋川	左	熊野市紀和町入鹿大字小栗須 から北山川合流点河口まで	3, 500	熊野	有	熊	野	市
		右	熊野市紀和町入鹿大字小栗須 から北山川合流点河口まで 東の黒那幻宮町港里	3, 500					
38	熊 野 川	左	南牟婁郡紀宝町浅里 から同町北檜枝まで	11, 400	熊野	有	j	紀宝町	
	,	右	和歌山県						

(2) 河川の水防警報発表の対象とする水位観測所及び発表担当者

上段() はTP

					_														
河	Ш		水観	測 所		(通報)	(警戒		(洪水特別警戒)	市町参考水位(旧氾濫危険水位)	発担	当		受担	当	報者	摘 要		絡法
大	堀	ЛП	大新		川 橋	(0. 990) 2. 40	(1. 090) 2. 50	(1. 090) 2. 50	(1. 700) 3. 11	(2. 260) 3. 67	松事	阪済	建設所長	明伊	和野神	「 長 ī 長	伊 勢 建 設 事務所長へ 通 知	加電	入話
外	城田	I JII	西	豊	浜	(2. 483) 2. 63	(3. 043) 3. 19	(3. 043) 3. 19	(3. 413) 3. 56	(3. 743) 3. 89	伊 事	勢落	建 設 所 長	伊	勢巾	ī 長		加電	入 話
宮		Ш	觤		JII	(17. 070) 9. 85	(18. 200) 10. 98	(19. 710) 12. 49	(20. 870) 13. 65	(22. 030) 14. 81	伊事	勢為務	建設所長	伊玉度	勢城会	ī 長 丁 長		加電	入話
大	内山	1]	細		野	(167. 399) 2. 90	(167. 899) 3. 40	(167. 899) 3. 40	(167. 899) 3. 40	(169. 159) 4. 66	伊事	勢	建 設 所 長		紀町	「長		電	入話
五	十鈴	川台	中		村	(6. 770) 1. 50	<u>(7. 170)</u> <u>1. 90</u>	<u>(7. 170)</u> <u>1. 90</u>	(7. 970) 2. 70	(8. 770) 3. 50	伊事	勢,務	建設所長	197	勢市	ī 長		加電	入話
加	茂	Ш	岩		倉	(2. 710) 1. 80	(3. 010) 2. 10	(3. 140) 2. 23	(3. 880) 2. 97	(4. 620) 3. 71	志事	摩,務	建 設 所 長	局	羽市	ī 長		加電	入話
柘	植	Ш	佐	那	具	(142. 397) 2. 20	(143. 897) 3. 70	(143. 897) 3. 70	(144. 397) 4. 20	(145. 397) 5. 20	伊事	賀務	建 設 所 長	伊	賀市	ī 長		加電	入話
服	部	Ш	荒		木	(151. 550) 1. 00	(152. 350) 1. 80	(152, 350) 1, 80	(152. 550) 2. 00	(153. 240) 2. 69	伊事	賀務	建 設 所 長	伊	賀市	ī 長		加電	入話
木	津	Щ	比		土	(163. 800) 2. 00	(164. 990) 3. 19	(164. 990) 3. 19	(165. 480) 3. 68	(165. 970) 4. 17	伊事	賀務	建 設 所 長	17	賀市	ī 長		加電	入話
赤	羽	Щ	出	垣	内	(5. 280) 3. 50	(5. 780) 4. 00	(5. 780) 4. 00	(6. 100) 4. 32	(7. 410) 5. 63	尾事	鷲	建 設 長	紀	北田	「長		加電	入話
船	津	Щ	前		柱	(2. 000) 2. 00	(2. 500) 2. 50	(2. 500) 2. 50	(2. 830) 2. 83	(3. 840) 3. 84	尾事	鷲	建設所長		北田	「長		加電	入話
銚	子	Ш	便	1	Ш	(6. 940) 3. 00	(7. 940) 4. 00	(7. 940) 4. 00	(8. 240) 4. 30	(10. 940) 7. 00	尾事	鷲務	建設所長	紀	北田	「長		加電	入話
産	田	Ш	大	前	池	(2. 360) 1. 03	(3. 180) 1. 85	(3. 500) 2. 17	(3. 950) 2. 62	(4. 400) 3. 07	熊	野	建設		野市浜町			加電	入話
板	屋	Ш	所		山	(52. 400) 2. 00	(53. 100) 2. 70	(53. 400) 3. 00	(53. 900) 3. 50	(54. 100) 3. 70		野務		_	野市			加電	入話
熊	野	Ш	浅		里	(8. 900) 8. 90	(11. 900) 11. 90	(13. 700) 13. 70	(14. 700) 14. 70	(15. 730) 15. 73		野務		<i>(</i> ,-,	宝田			加電	入話

- (3) 河川の水防警報発表の基準は次のとおりとする。
- (イ)水防警報発表の対象とする河川の水位観測所の水位(流量)が氾濫注意水位(警戒 水位)に接近し、又は達し、なお増水のおそれがある場合。 (ロ)多量の降雨又は、甚だしい高潮が予想され、河川海岸の危険が憂慮されるとき。 (ハ)その他特に緊急と認められる場合。

- (二)解除の基準は、水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下廻り、水防作業の必要がなく なったときとする。
- (ホ)市町参考水位(旧氾濫危険水位)については参考記載とし、水防警報発表基準の対象外とする。

警報の種類・内容及び発表基準【河川】

種	類	内 容	発 表 基 準
準	備	水防資器材、器具の整備点検、その他水防活動の準備、幹部 の出勤等に関するもの。	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に接近し、または達し、 なお増水の恐れがある場合
出	動	水防団員の出動を通知するもの。	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を越えて、なお増水の恐 れがある場合
解	除	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下廻り、水防作業の必 要がなくなったとき
情	マヤウ	水防活動上必要とする水位その他河川の状況を通知するも の。	適宜
氾 濫 ^{(洪水特} 水 位	別警戒)	市町長が発令する避難指示の発令判断の目安とするもの。	水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を越えて、なお 増水の恐れがある場合

1. 指定水位観測所 上段は() TP

番	Ι		1		Ι		1	水	位 (1	m)		所	- ;	在	抽	量	水 標	[]	取 扌	及 人		ı	I	Т		\neg
号	河	川多		附 近 堤 防 高 (m)	観	則所名	平水	水防団待棚	泡 濫 注 意	避難判断	氾濫危険 (洪水特別警戒) 水 位	郡市	Т		大字			氏		2 名		電報符号	種 #	頁目	受報建事務所	設名
35		十月川	鈴	(8. 920) 3. 65	中	村		(6. 770) 1. 50	(7. 170) 1. 90	(7. 170) 1. 90	(7. 970) 2. 70	伊勢	中	村		伊勢	的市勢田 町	伊建職	設 事	務所員	(27) 5207	ナキ	・テレメーター	- 6	p	勢
36	加	茂丿	П	(5. 510) 4. 60	岩	倉	(1. 110) 0. 20	(2. 710) 1. 80	(3. 010) 2. 10	(3. 140) 2. 23	(3. 880) 2. 97	鳥羽	羽岩	倉		志阿児	摩 市		設 事	摩 務	(43) 5125		テレメーター	- 1	Ē	摩
37	野	J	Щ	(4. 300) 3. 84	恵	利原	(0. 900) 0. 44	(2. 400) 1. 94	(2. 700) 2. 24			志 盾	養磯	部	恵利原	志阿児	摩 市	志建職	設 事	摩 務 所 員	0599 (43) 5125	エウ	' テレメーター	- л	岳	摩
38	柘	植丿	Щ	(144. 047) 3. 85	佐	那 具	(140. 697 0. 50	(142. 397) 2. 20	(143. 897) 3. 70	(143, 897) 3, 70	(144. 397) 4. 20	伊多	住	那具		伊四	賀 市十九町		設 事	務所員	(24) 8210	サス	. テレメーター	- 6	尹	賀
39	服	部丿	Щ	(154. 050) 3. 50	荒	木	(151. 050 0. 50	(151. 550) 1. 00	(152. 350) 1. 80	(152, 350) 1, 80	(152, 550) 2, 00	伊多	荒	木		伊四	賀 市十九町	伊建職	設 事	務所員	(24) 9210		テレメーター	- 6	尹	賀
40	木	津丿	Щ	(168. 420) 6. 62	比	土	(162. 770 0. 97	(163. 800) 2. 00	(164. 990) 3. 19	(164. 990) 3. 19	(165, 480) 3, 68	伊多	比	土		伊四	賀 市十九町	伊建職	設 事	務所員	(24) 8210	ナサ	テレメーター	- 6	尹	賀
41	木	津丿	Ш	(186. 840) 2. 88	阳	保	(184. 080 0. 12	(185. 760) 1. 80	(186. 260) 2. 30			伊多	阿阿	保		伊四	賀 市十九町		設 事	務所員	(24) 8210	ナサ	テレメーター	- 6	尹	賀
42	赤	羽丿	Щ	(9. 180) 7. 40	出	垣内	(2. 380) 0. 60	(5. 280) 3. 50	(5. 780) 4. 00	(5. 780) 4. 00	(6. 100) 4. 32	北牟婁	ぎ紀	北	出垣内	尾坂	鷲 市 場 西 町	尾建職	設 事	務所員	0597 (23) 3539	アサ	テレメーター	- J.	配	減
43	船	津丿	Щ	(4. 400) 4. 40	前	柱	(0. 100) 0. 10	(2. 000) 2. 00	(2. 500) 2. 50	(2. 500) 2. 50	(2. 830) 2. 83	北牟婁	ま紀	北	船津	尾坂	鷲 市 場 西 町		設 事	務所員	(22) 2527		テレメーター	- J.	毛	鷲
44	銚	子丿	Ш	(11. 340) 7. 40	便	ノ山	(4. 440) 0. 50	(6. 940) 3. 00	(7. 940) 4. 00	(7. 940) 4. 00	(8. 240) 4. 30	北牟婁	ま紀	北	便ノ山	尾坂	鷲 市 場 西 町	尾建職	設 事	務所員	0597 (23) 3539	アサ	テレメーター	- J	Ē.	鷲
45	中	J	Ш	(5. 230) 5. 14	中	Л	(0. 490) 0. 40	(3, 390) 3, 30	(4. 390) 4. 30			尾業	eg-		中井浦	尾坂	鷲 市 場 西 町	尾建職	設 事	務所員	(23) 3530	アサ	テレメーター	- J.	7£	鷲
46	井	戸丿	Ш	(5. 700) 4. 50	井	戸	(2. 200) 1. 00	(4. 400) 3. 20	(4. 900) 3. 70			熊里	并	戸	馬留	熊里	予市井戸 町	熊建職	設 事	務所員	(89) 6147		テレメーター	一負	É	野
47	産	田丿	Ш	(6. 030) 4. 70	大	前 池	(1. 730) 0. 40	(2. 360) 1. 03	(3. 180) 1. 85	(3. 500) 2. 17	(3. 950) 2. 62	熊里	予有	馬	久生屋	熊里	予市井戸 町	熊建職	設 事	務所員	(89) 6147		テレメーター	一負	É	野
48	板	屋丿	Ш	(56. 500) 6. 10	所	Щ	(50, 400) 0, 00	(52, 400) 2, 00	(53. 100) 2. 70	(53. 400) 3. 00	(53. 900) 3. 50	熊里	予紀	和	所 山	熊里	予市井戸 町	熊建職	設 事	務所員	(90) 61 47		テレメーター	一負	it.	野
49	熊	野丿	П	(35, 350) 28, 39	浅	里	(8. 670) 1. 71	(15, 860) 8, 90	(18. 860) 11. 90	(20. 660) 13. 70	(21. 660) 14. 70	南牟婁	ま紀	宝	浅里	熊里	予市井戸 町	熊建職	設 事	務所員	(90) 61 47		テレメーター	一負	Æ	野